

I 第 4 期計画期間における介護保険料設定について

第 4 期保険料設定について

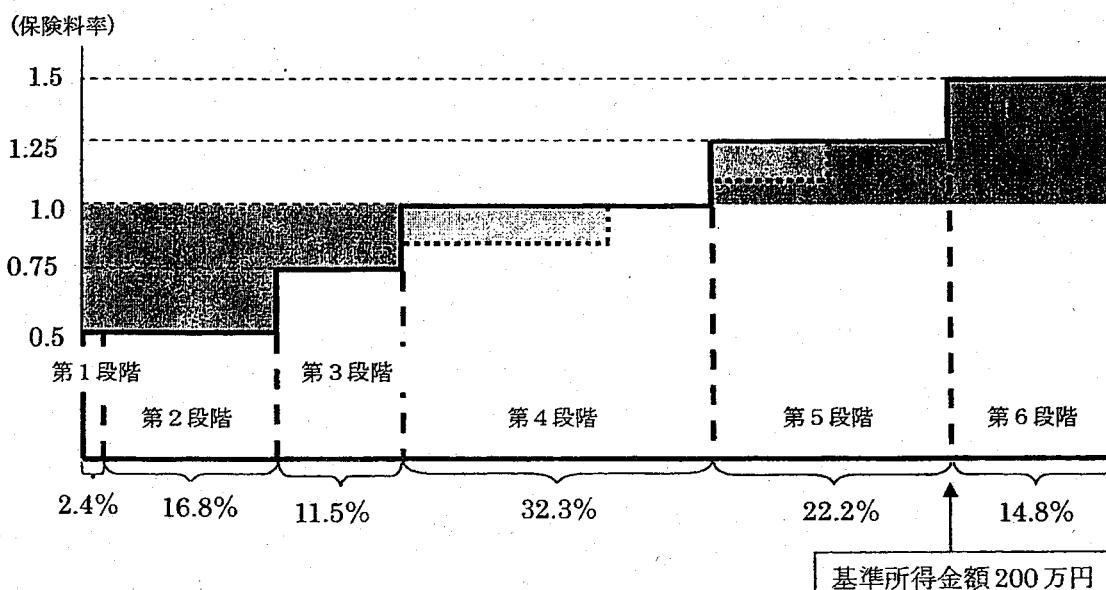
各保険者においては今後、第 4 期保険料の設定を行う必要があることから、以下に次期保険料設定に向けた基本的な考え方や保険料を算定する上で必要となる諸係数及び保険料計算を行うためのワークシートの考え方をお示しすることとする。

1. 保険料設定の基本的な考え方

今般の保険料設定の見直しにおいては、税制改正（平成 16・17 年度）に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成 20 年度で終了することを受け、第 4 期についても、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるよう、保険料負担段階第 4 段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の被保険者について、保険者の判断でその基準額に乗じる保険料率を軽減することができるこことする。

※ 税制改正で第 5 段階になった者を含む所得階層における保険料の軽減については現行制度の多段階設定によって対応可能である。

ただし、標準的な保険料の段階設定は従前と変わらず、市町村民税世帯非課税層（保険料第 1 段階～第 3 段階）に係る凹部分と本人課税層（保険料第 5 段階～）の凸部分の均衡が図られるよう、一定の推計の下に算定した保険料設定の図は次のようになる。



2. 保険者の保険料設定に対する考え方

(1) 次期保険料設定に関する変更点や考え方等について

各保険者において第4期保険料を設定するに当たり、下記に示す変更点、影響及び段階設定の考え方留意する必要がある。

- 税制改正に伴う激変緩和措置の終了
- 現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減
- 保険料段階全体の調整

※ 概念図や政令案等につき、23～28ページの資料を参照。

①税制改正に伴う激変緩和措置の終了

平成18年度から講じられてきた税制改正に伴う激変緩和措置については、平成20年度をもって終了する。

平成21年度以降の対応については、当該激変緩和措置の終了により税制改正の影響を受けた者の保険料が大幅に上昇する場合に、保険者がきめ細やかな配慮を行えるよう対応しておく必要がある一方、既に当該税制改正から3年が経過しており、税制改正後に第1号被保険者となった者との均衡を図る必要がある。

これらを考慮して、第4期については、保険者の判断によって所得段階に応じて保険料の軽減をさらに図ることができる仕組みとする。

具体的な内容については、下記②・③を参照されたい。

②現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減

現行の保険料第4段階（市町村民世帯課税かつ市町村民税本人非課税者）に属する者のうち、下記に示した要件の者について保険者の判断で保険料の軽減を行うことが可能とする。

【保険料の軽減を受ける要件】

- ・市町村民税世帯課税本人非課税 かつ
- ・（公的年金等収入金額＋合計所得金額）≤80万円／年を満たす者

③保険料段階全体の調整

第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）を可能としているところである。

今般、激変緩和措置が終了することに伴い、税制改定により市町村民税課税者となった被保険者が負担増となると考えられることから、例えば、合計所得金額125万円未満でひとつの段階を設ける、また、合計所得金額200万円以上の被保険者についても状況に応じて段階を設ける等、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を保険者において設定していただきたい。

(2) 単独減免に対する考え方

保険料の単独減免については、従前から申しあげてきたとおり、

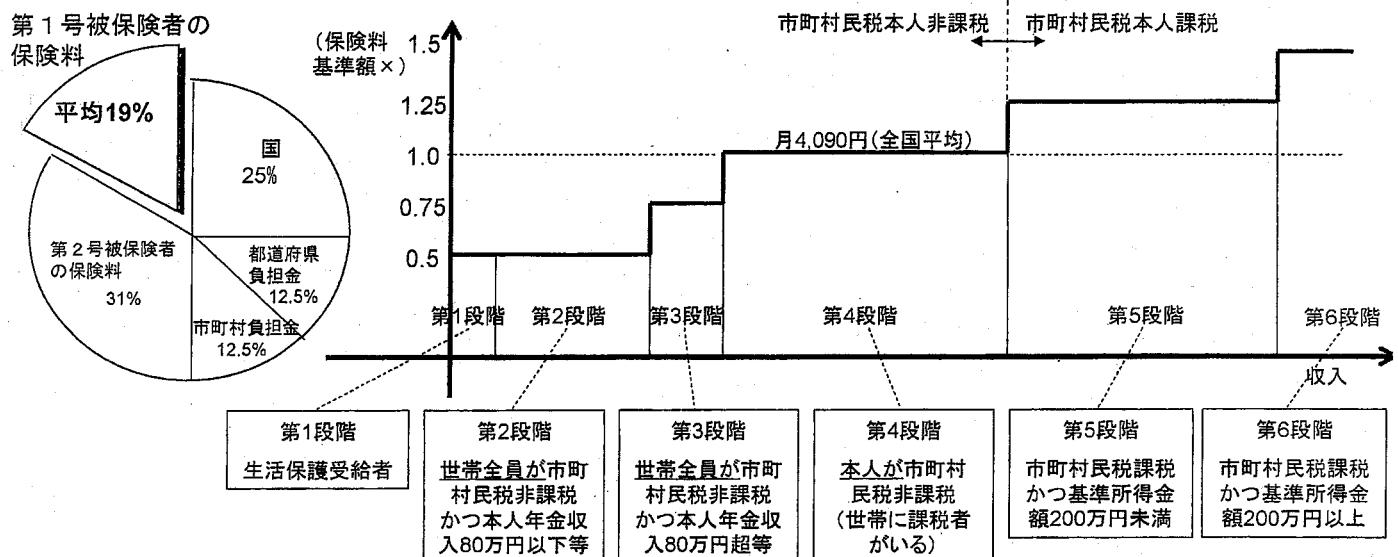
- 保険料の全額免除
- 収入のみに着目した一律減免
- 保険料減免分に対する一般財源の投入

については適当ではないため、第4期を迎えるに当たっても、引き続きこのいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者において適正に対応するよう努められたい。

第4期介護保険料の段階設定について(第3期における税制改正激変緩和措置を踏まえた対応案)

現行制度における介護保険料設定の仕組み

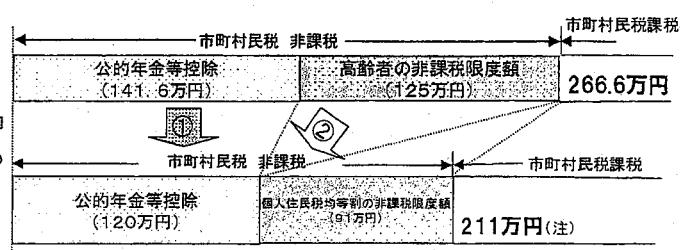
- 介護保険の給付費の50%を、65歳以上の高齢者と40歳～64歳の者の人口比で按分し、市町村(保険者)は、その約19%(第3期の65歳以上高齢者人口比率)を高齢者に個人単位で課した介護保険料により賄う。
- この介護保険料は、低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。(標準は6段階)



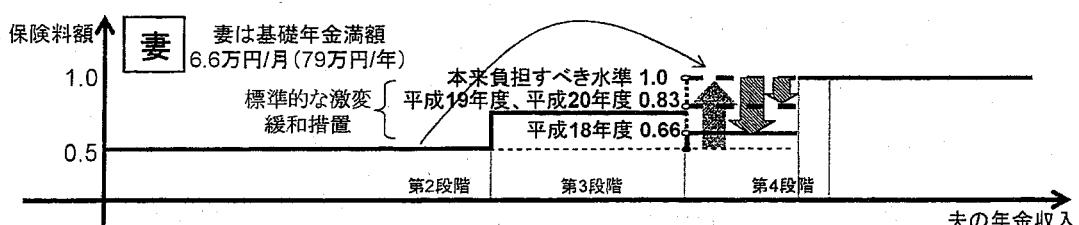
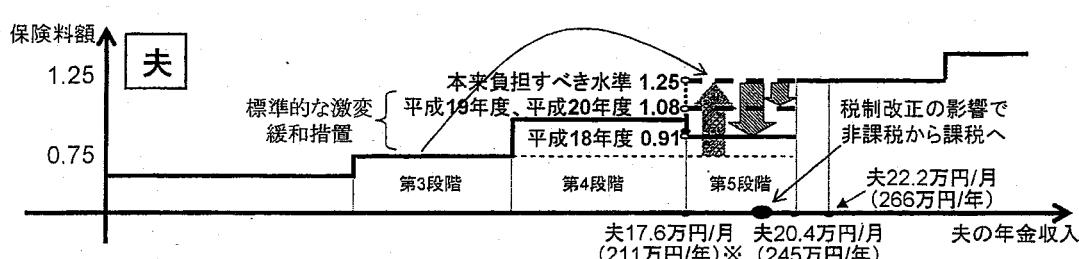
第3期の激変緩和措置

[税制改正の内容]

- ① 公的年金等控除の最低保障額の引下げ(140万円→120万円)
(平成16年度改正)－所得税・住民税
- ② 高齢者の非課税限度額(合計所得金額125万円)の廃止
(平成17年度改正)－住民税



例：税制改正の影響により夫の保険料段階が第3段階から第5段階に上昇(妻の保険料段階は、連動して第2段階から第4段階に上昇)

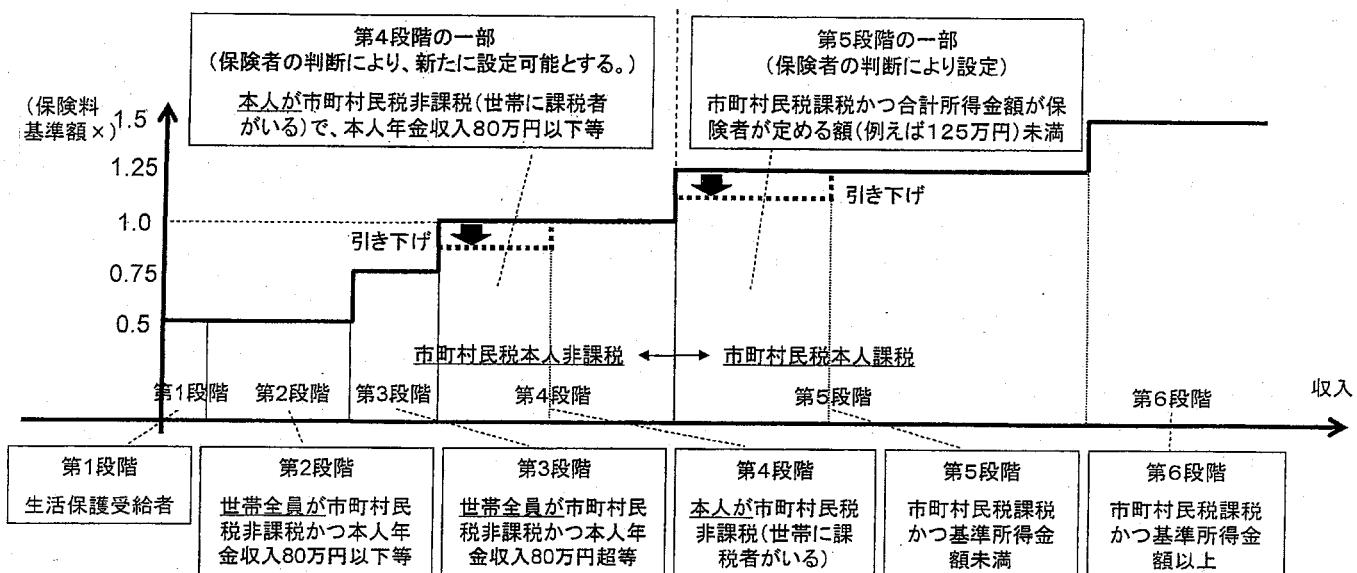


注) 実際の激変緩和措置は、保険料段階が2段階上昇した者に限らず、税制改正の影響により保険料段階が上昇した者全てを対象として講じられている。

第4期の保険料設定のポイント

○従前通りの6段階設定を標準とし、保険者の判断により以下の対応がとれるようとする。

- ・ 従来の第5段階の者のうち合計所得金額が保険者が定める額(例えば125万円)未満の者について、保険料の乗率を引き下げ(引き下げ幅は保険者の判断による。)。【保険者に周知】
- ・ 従来の第4段階の者のうち年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の者(第2段階と同様の本人収入要件。)について、保険料の乗率を引き下げ(引き下げ幅は保険者の判断による。)。【政令改正】
- ・ 乗率引き下げ分は、第1号被保険者全体の保険料負担により賄う。



第4期介護保険料の設定について（意見）

介護保険料等の在り方に関する検討会

平成20年8月15日

1 基本的考え方

- 介護保険料については、保険者の判断により、平成16年及び平成17年の税制改正（公的年金等控除の縮小及び高齢者非課税限度額の廃止）により保険料が急激に上昇する事がないよう、平成18年度及び平成19年度に激変緩和措置が講じられ、更に、平成20年度は、保険料上昇額の大きさ等に鑑み、平成19年度の水準に据え置かれてきたところである。
- 平成21年度から始まる第4期の保険料設定については、
 - ① 激変緩和措置の終了により保険料の上昇額が著しく大きくなる場合において保険者がきめ細かな配慮を行えるよう対応しておくことが引き続き必要である一方で、
 - ② 既に当該税制改正から3年が経過しており、税制改正の影響を受けなかった被保険者や、当該税制改正以降に65歳になった被保険者との均衡に配慮する必要がある。

2 今後必要な措置

- このため、第4期の保険料設定においては、従前の6段階の保険料設定を標準としつつも、以下のとおり、保険者の判断により当該税制改正の影響を受けた者を含めて保険料を引き下げるなどを可能とするための選択肢を用意することが必要である。
- 市町村民税課税層である第5段階の設定については、従来より保険者の実情に応じて区分を設け、その区分に応じた保険料額を設定することが可能であるが、保険者の判断により合計所得金額が一定以下の者についての保険料

額を引き下げることが可能であることを周知していくことが必要である。

- 一方、当該税制改正により同一世帯内に課税者が生じたことにより保険料段階が上昇した者を含む階層である第4段階については、保険者がその判断により保険料段階の区分を設け、その区分に応じた保険料額を設定することができない仕組みとなっている。このため、市町村民税が非課税とされている者のうち収入が一定以下の者について保険料額を引き下げることが可能となるよう政令を改正することが必要である。
- なお、第5期以降の保険料の在り方については、段階別保険料設定の問題点・論点を踏まえつつ、当検討会において引き続き検討する。

保険料段階設定に関する介護保険法施行令の改正案

介護保険法施行令（平成十年政令四百十二号）

附則

（保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第九条 市町村は、第三十八条第一項第四号イ又は第三十九条第一項第四号イに掲げる第一号被保険者のうち、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であるものの当該各年度における保険料率の算定に係る第三十八条第一項第四号に定める標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この条において同じ。）及び第三十九条第一項第四号に定める割合については、これらの規定にかかわらず、これらの規定により適用されることとなる標準割合又は割合を下回る割合を定めることができる。
- 2 市町村は、前項の規定により、同項に規定する標準割合又は割合を下回る割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようとするものとする。

※ なお、今後の法制局審査により当該規定案については変更があり得ることを申し添える。